

東久留米市  
子ども・子育て会議  
平成31年1月25日

## 特定教育・保育施設の利用定員等について

子ども・子育て支援法第31条第1項に基づく平成31年4月開始予定の特定教育・保育施設の利用定員については、事業者からの申請により、下記のとおり設定します。

また、当該施設の認可基準にかかる項目については、下記のとおりです。

## 記

## 1. 対象施設（保育所）

名称	(仮称) わらべ東久留米保育園	
所在地	幸町1丁目1番24号	
施設類型	保育所	
事業者名	社会福祉法人清心福祉会	
① 利用定員の設定		
利用定員(2号)	70名	
利用定員(3号)	0歳	18名
	1～2歳	44名
合計	132名	
② 認可基準にかかる項目		
保育士(配置基準)	18名	
保育室	561.46㎡	
屋外遊戯場	717.62㎡	
給食	自園調理	